様式第7号(第5条関係)

|  |
| --- |
| 登録番号印　　鑑　　登　　録　　証三股町長　　印○　この印鑑登録証は、印鑑の登録を受けている本人であることを証明するものですから大切に保管してください。 |

|  |
| --- |
| 〔 注　意　事　項 〕1. この印鑑登録証は、印鑑の登録を受けている本人であることを証明するものですから大切に保管してください。
2. 印鑑登録証明書を受けようとするときは、この登録証を必ず提出してください。登録してある印鑑はいりません。
3. この登録証の提出がなければ印鑑登録証明書は発行できません。
4. 代理人に証明書の交付を依頼するときは、この登録証を持参させてください。委任状や登録してある印鑑はいりません。
5. この登録証を亡失したときは事故防止のため直ちに届け出てください。この場合、再交付はせず改めて新規登録の手続が必要です。
6. 転出、廃鑑、氏名変更、死亡等の場合は、この登録証を返してください。
7. 磁気や直射日光を避けて保管してください。
 |